

各 位

平成22年7月7日

会社名 株式会社 東京放送ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 財 津 敬 三
コード番号 9 4 0 1 東 証 第 一 部
問合せ先 経営戦略部長 成 合 正 和
電話番号 03 - 3746 - 1111

当社株式買取請求に関する東京高等裁判所の価格決定について

当社は、平成21年5月1日付け当社プレスリリース「株式買取価格決定の申立てに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、同年4月1日に実施しました、当社テレビ放送事業及び映像・文化事業を株式会社TBSテレビへ承継させる吸収分割に関連して、これに反対する楽天株式会社ほか1名の株主（以下、「楽天側」といいます。）から会社法第785条第1項に基づく当社株式の買取請求を受け、同年5月1日付けで東京地方裁判所に対して当該買取請求に係る株式（以下、「請求対象株式」といいます。）について買取価格決定の申立てを行っておりました。本件につきましては、本年3月5日付け当社プレスリリース「当社株式買取請求に関する東京地方裁判所の価格決定について」にてお知らせいたしましたとおり、同日、同地裁において、買取価格を1株あたり1,294円とする旨の決定がなされましたが、楽天側がこれを不服として東京高等裁判所に即時抗告の申立てをしたため、さらに価格決定の続行がございましたところ、本日、同高裁におきましても、同地裁の決定と同じく、上記価格を1株あたり1,294円とする旨の決定がなされましたので、ここにお知らせ申し上げます。

当社といたしましては、上記当社株式買取請求に関して今後裁判所における手続が全て完了し、当社が支払うべき請求対象株式の買取代金総額の最終的な確定を待って、適切に対処してまいります。なお、楽天株式会社の請求分につきましては、当事者間の合意により、平成21年7月27日付け当社プレスリリース「当社吸収分割に係る反対株主の株式買取請求に関する株式買取代金の仮払いについて」にてお知らせいたしましたとおり、同年7月31日に400億円を当社から同社に仮払いしたのに続いて、本年3月24日付け当社プレスリリース「当社吸収分割に係る反対株主の株式買取請求に関する株式買取代金の追加仮払いについて」にてお知らせいたしましたとおり、地裁決定後の同月25日に、決定額である1,294円を仮の買取価格とみなした場合の買取代金総額の残額にあたるおよそ89億円を同社に仮払いしております。このため、それら仮払金相当部分に対する会社法第786条第4項所定の年6分の利息については、それぞれの仮払実施日以降発生しないこととなっております。

以上